

高知くらしの護身術

357

ブラックリスト？

信用情報の確認を

(2015年6月2日掲載原稿)

「分割払いで商品を購入しようと、クレジットを申し込んだが断られた。ブラックリストに載っているのではないか」という相談があります。

「与信に問題がある人のリスト」という意味で“ブラックリスト”という言葉を使うことがあります。実際にはそのようなリストはありません。

クレジットやローンの契約内容や、返済・支払い状況・利用残高などの客観的な取引事実を表す情報を「信用情報」といいます。クレジットやローンなどの申し込みを受けた金融機関などは、個人信用情報機関に登録されたこの信用情報を参考にし、自社の基準に基づき審査を行います。

クレジットやローンの審査に通らない場合、主に三つの理由が考えられます。

- ① 延滞（クレジットカードやローンなどを利用し、支払日より一定期間返済が遅れた）
- ② 債務整理（自己破産や任意整理、民事再生などの手続きをした）
- ③ 代位弁済（返済ができなくなり、連帯保証人や保証会社に返済させた）

信用情報の登録期間は、登録先や情報の内容によって異なりますが、延滞や代位弁済で約5年間、債務整理は約5～10年間とされています。ただこうした情報が登録されても、影響はあくまで個人の金融生活に限られ、就職に不利になるといったことはありません。

個人信用情報機関には、全国銀行個人信用情報センター（銀行系）、シー・アイ・シー（信販会社系）、日本信用情報機構（消費者金融系）があります。それぞれ本人による情報開示の申し込みを受け付けているので、自分の信用情報を確認したい人は、問い合わせをお勧めします。